



Title	近世中後期における合薬流通：商品流通の一例として
Author(s)	松迫, 寿代
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1995, 29, p. 1-25
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48044
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

近世中後期における合薬流通

商品流通の一例として

松迫寿代

はじめに

近世において庶民の購買力は拡大し消費は多様化していく。そのなかでも合薬は、享保期（一七一六～三六）以来の幕府の薬事政策⁽¹⁾や、地域における医療文化の形成⁽²⁾をうけて一般に普及していくことになる。

合薬とは数種の薬を調合して丸薬や散薬などの形につくったもので、「神仙巨勝子円」「地黃丸」などの商品名をもつた。また合薬は売薬ともよばれ、市販を目的としてあらかじめ製造されたものであり、薬種屋で薬種（薬の材料）の販売のほかに必要に応じておこなわれた調剤とは区別される。近世においては富山や大和などの行商による配置売薬が有名であるが、なかでも富山売薬は領主の保護奨励をうけて行商圈を全国に拡大し、一八世紀後半以降大きく発展した。そのほかの配置売薬も享保期前後から幕末にかけて発展をとげている。⁽³⁾

一方山中浩之氏は河内の在郷町地域を例として近世の地域医療の展開について検討されている。医療への関心や

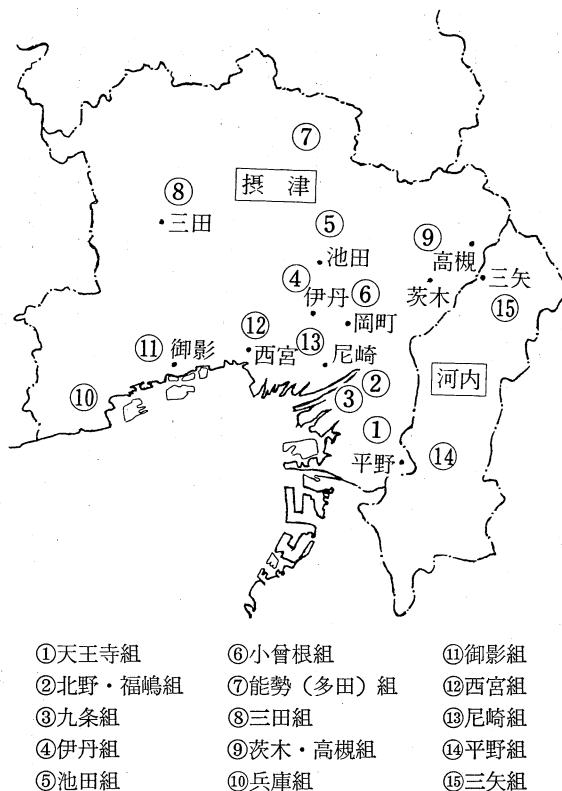
意識が地域内部で高まつたことによつて、一八世紀以降医家の形成や医療活動の展開が当地域にみられた。また同時に薬の需要の増加に対応して薬種屋・合薬屋が多く存在し、特に合薬屋は庶民の医療に直接関わつてゐたとされる⁽⁴⁾。このような医療文化の一般への普及をとおして、近世中後期には江戸・大坂その他の地域で合薬屋の増加がみられるようになる。本論では一八世紀後半に合薬屋が量的発展をみせていた大坂において、市中・在方の合薬屋の事例をもとに合薬の生産と流通について具体的に検討していくことにしたい。

一 薬種屋・合薬屋の増加と組織化

大坂市中と在方の薬種屋・合薬屋の存在が把握されるようになるのは一八世紀後半である。この頃長崎から大坂・京都方面へいたる唐物の取引経路に抜荷による不正流通が増加し⁽⁵⁾、安永八（一七七九）年九月幕府は従来の唐物の取締体制を再編した。大坂の本商人・唐薬問屋・道修町薬種中買仲間から任命した取締役の監督下に、唐反物問屋・薩摩定問屋をはじめとする唐物関連商人の仲間がおかれ、不正荷物の取締を目的とする流通統制をおこなつた。このとき大坂市中および摂津・河内在方の薬種屋・合薬屋もそれぞれ市中株・在方株に組織化され、取締役の統制下におかれたのである⁽⁶⁾。これまで在方の薬種屋・合薬屋株の名称と位置については平野組以外明らかにされていなかつたので図1に示した⁽⁸⁾。組の名称は天明六（一七八九）年段階のものである。これにしたがつて以下検討したい。

町統在領の村々には天王寺、北野・福嶋、九条の三組が成立した。市中に近いこの地域では薬種・合薬の供給を必ずしも市中の業者に依存せず、薬種屋・合薬屋が独立して存在していた状況を示している。また摂津の北部には伊丹、池田、小曾根、多田（能勢）、三田、高槻・茨木、摂津西部の沿岸地域には兵庫、御影、西宮、尼崎の各組

【図1】在方株配置図



が編成された。そして摂津平野郷町を中心とし河内南部まで領域とする、在方株のなかでは最大規模の平野組があった。また北河内には三矢組があり、合計十五組となつていて。

天明六年に在方株は幕府払い下げの御種人参の購入を組ごとに請け負つており、その記録「天明六年在方組御種請負数」に各組の人数が記されている。⁹⁾すなわち天王寺組五二人、北野・福嶋組三六人、九条組二一人、平野組五五人、高槻・茨木組二二人、伊丹組一六「軒」、池田組二〇人、小曾根組二二人、三田組一〇人、多田組一二人（ただし兵庫・御影・西宮・尼崎は記載なし）となつていて。このように在方株への組織化の前提として、当時摂津・河内の在方で薬種屋・合薬屋が地域ごとに組織化できる程度に増加していた状況があつたのである。

二 合薬の生産と流通

1 在方の合薬屋

ここでは摂津在方の合薬屋について、池田村の竹野屋理右衛門店・南刀根山村の上西家・平野郷町の土橋家を例に具体的に検討していくことにする。池田村の竹野屋（黒松家）は幕末まで池田組の改役をつとめた家である。安永四（一七七五）年に初めて看板を大坂に注文していることからこの頃の開業とされているが、当家史料中最も古い『薬種類改牒』は寛保三（一七四三）年一〇月の作成であり、開業の時期は遅くともこの前後と考えることができる。竹野屋は当家の池田組関係史料では「薬種屋」となっており、薬種の販売のほかに家伝の保生散などの合薬の生産・販売もおこなっていた。ここでは竹野屋の例を中心に、合薬屋の活動を①薬種の仕入れ、②合薬の生産、③販売の三部門に区分して考えることにしたい。

①薬種の仕入れ

竹野屋に数点ほど残る「買い注文さし」（幕末～明治初期）⁽¹¹⁾は、薬種その他の注文においてつくられた仕切書を年ごとに綴つたものである。この史料によれば薬種の仕入れ先は道修町の近江屋忠右衛門、南久宝寺町の薬種仕入所和泉屋治助ほか数軒にわたり、いずれも大坂市中の業者である。そのなかで最も固定的な取引関係にある近江屋忠右衛門は道修町薬種中買仲間の一員である。弘化三（一八四六）年版『浪花買物独案内』には「諸国薬種積下シ問屋」とあるように、全国各地へ薬種を積み送る一方で、竹野屋のような摂津在方の薬種屋・合薬屋とも直接の取引があつたことがわかる。これら市中の薬種業者は竹野屋の注文に応じてそのつど荷物を送付しており、なかでも

近江屋は求めがあれば薬種の相場書を作成して送り、検討させたうえで注文を受けていた。竹野屋と薬種業者との間の取引関係は、竹野屋の方でも複数の買い入れ先を持つており相互に対等であった。

注文した荷物が竹野屋に送られると、その内容・代銀を通知した仕切書も渡された。近江屋との間では代銀の決済は益前と一二月を支払月とする二季の延売買（掛売買）方法をとっている（ここでは現銀払いと手形払いが併用されていた）。支払月になると近江屋は手代に通帳を持たせて竹野屋に差し向け、決済をおこなった。こうした延売買は、竹野屋のような在方の薬種屋あるいは合薬屋にとって資金の準備があまりなくとも営業ができることを示している。また近江屋にとって、かかる竹野屋への信用供与は、竹野屋の薬種買い入れに対しても便宜をはかり両者の間の取引を固定化しようとするものであったと考えられる。¹³⁾

またほかに竹野屋では絵具類（合薬の調合にも用いられる）・紙・沈香などをそれぞれ大坂の絵具屋清兵衛、壺屋直次郎（甚助）、沈香屋作五郎から仕入れている。竹野屋では薬種屋・合薬屋の兼業だけではなく、村方での需要に対応して雑貨屋的な役割（唐物に關係する範囲での）も果たしていた。

②合薬の生産

文久二（一八六二）年の『丸散仕込扣』では、当家の合薬（丸薬・散薬）生産について記している。その品目は非常に多く保生散・五香湯・六味地黄丸など合計して四〇種余りである。また平野組改役土橋家の『家方合薬目録』などからも二十五種以上の自家製合薬の品目が確認される。両家のいずれの場合も「家伝」とされるその品目の中には、和中散・黒丸子など他家製造の「家伝」合薬と同銘のものが数種記されている。これは村方における多様な需要へ対応するため、合薬屋が生産品目に取り入れていった結果と考えられる。

③販売

竹野屋の合薬・薬種の販売先は、寛政九（一七九七）年から天保五（一八三四）年までの『永代帳』（売掛代銀の残銀請求帳）によれば⁽¹⁶⁾、池田村をはじめ箕面・能勢・伊丹や、三田・久代などであり、池田村より北へ一八キロ以内の地域である。一方在方の合薬屋が積極的に大坂市中へ進出をはかった例もある。平野土橋家の家方の百解湯の効能書には「出店大坂備後町五丁目せんだんの木筋」とあり⁽¹⁷⁾、出店によつて当家の合薬を市中に売り広めていた。次に摂津南刀根山村の合薬屋上西家の翁丸を例に考えてみよう⁽¹⁸⁾。

私弟半兵衛儀、御当地淡路町三丁目ニテ座敷借受売薬渡世仕候処、不相応ノ将束仕リ売歩行候ニ付、被召捕御吟味御座候、依之私被召出御尋御座候、右売薬翁丸之儀、則私親隣庵薬種株免奉調印仕候、先年ヨリ村方ニテ売弘罷在候処、此度弟御当地^(ア)為当地^(ア)為弘売歩行候、尤売附之節あいそと存じ小切印紙差遣候段、右印紙ハ何レニテ相認メ何ナル書物ニ有之候哉御尋御座候、右小紙ハ駿台雜話ト申書本ニ有之、不相応ノ将束仕候儀者、私儀ハ在方ニ罷在、殊ニ御当地へ罷出候ニテ聊モ無御座候故一切不奉存候、乍併兼テノ申付方不行届之儀不調法奉恐入候、右之段御尋ニ付乍恐以書付奉申上候、以上

寛政二戌

五月九日

摂州豊島郡南刀根山村

上西正育

年寄 新次郎

御奉行様

近世中後期における合薬流通

上西家は宝暦元（一七五一）年に創業し、胸腹一切の薬翁丸（別名はらはら薬）を製した。⁽¹⁹⁾ 創業者隣庵は医家であり、⁽²⁰⁾ 合薬屋株も所持していた。右の史料では当初はもっぱら村方において翁丸を販売していたが、寛政二年頃隣庵の息子半兵衛が淡路町三丁目に出店を設け、そこを拠点として市中で行商活動をおこなっていたことがわかる。上西家は南刀根山村では医家を営んでおり、村方で行商販売をおこなっていたかは疑問である。ただ大坂市中へ進出するにあたり、このような積極的な販売方法をとったのではないかと考えられる。都市ではこういったパフォーマンスをともなう路上での合薬行商は比較的多く、⁽²¹⁾ ほかにも京・大坂の市街で夏の風物となっていた枇杷葉湯壳・⁽²²⁾ 是齋丸（ともに消暑の散薬）の例があつた。⁽²³⁾

ここでは行商時の装束と配布の「小切紙」が「御時節柄不相応」（寛政改革との関連か）として大坂町奉行所に咎められており、⁽²⁴⁾ この後町奉行所からは「売薬弘ノ義目立不申様いたし、売弘ノ義者勝手次第可仕旨」とされた。⁽²⁵⁾ 在方合薬屋による大坂市中への行商は公認されていたのである。また同時に薬種屋・合薬屋株の設置は、商品販売圏の地域的限定を意味していないことを示している。約四〇年後の天保三年には出店は「天満天神橋迄二丁北」となつており、同所での翁丸販売の廣告宣伝をおこなっている。⁽²⁶⁾ すなわち大坂市中への翁丸の販売活動が長期間にわたり継続していたことがわかる。こうした在方合薬屋の進出は市中の合薬需要をめあてにしたものであり、大坂は大きな消費市場として認識されていたのであろう。

以上、在方の合薬屋の活動についてまとめておきたい。一般には周辺の村々を領域として販売をおこなっていた。

しかし生産品目を増やすなど村方における消費の量的限界に対処せんとするむきもあり、経営の維持や拡大のための努力もしていた。また販売領域の拡大をめざして大坂市中への進出をはかつてているものもあり、必ずしも在方合薬屋の活動は村方において完結してはいないということができる。

2 大坂市中の合薬屋

安永八年以降市中の薬種屋・合薬屋もすべて株加入を義務づけられた。その具体的な姿は史料がほとんどないのを知ることができない。ここでは大坂市中の合薬屋における合薬の生産と流通を、吉野五運店を例に検討する。当店では享保期より人参三臓円を製し、大坂鰻谷三休橋付近で営業していた。⁽²⁸⁾

①原料薬種の調達と生産について

吉野五運店は合薬屋を専業としていた。市中の合薬屋では一般に近隣の（市中）薬種屋から原料薬種を購入していくと考えられるが、当店では薬種の生産地との直接の提携関係もあり注目される。

和乃慈恩寺村慈應屋長二郎殿見へられ、二三年此方段不作ニ付慈黃格別直上ヶ仕候ニ付、元直段より壹斤ニ付
銀壹歩^{（宛カ）}五歩^{（候脱カ）}直上ヶ致しぐれ候様頼ニ參り申候得共、覚兵衛一応勘弁仕置候様申置候得者、一兩日当地ニ逗留被成候由ニ得者、其節返事可致候条

右の史料をみると、天保一〇年三月和州（大和国）慈恩寺村の慈應屋長二郎という者が吉野五運店までやつてきて、近年不作につき地黄の価格が上がつてゐるため「元直段」（従来の吉野五運店の地黄購入直段）より値上げしてほしいと頼んでいる。⁽²⁹⁾

大和は和薬種の產地であり地黃など数種の薬草を產出して ⁽²⁸⁾いた。慈心屋長一郎はその屋号と扱う地黃からみても、現地で地黃の生産（採集）もしくは集荷に携わる業者であったと考えられる。吉野五運店が生産地業者から原料薬種を直接買い入れることは、中間業者の省略による原料薬種の調達経路の合理化を意味しており、結果その購入価格を低く抑えられることになるだろう。また吉野五運店が生産地から薬種を一括購入できる程度の資金力を有していたことがわかる。そして右史料のように地黃の価格決定権は吉野五運店にあり、生産地の業者に対して優位な取引関係を形成していた。

②販売

市中合薬屋の営業状況は当時の「買物案内」によつて詳細にみることができる。⁽²⁹⁾そこでは出店や売弘所、取次による販売が多くみられる。吉野五運店は一九世紀の初めまでに江戸・京都に出店による進出を果たしており、⁽³⁰⁾出店が当地での合薬販売の重要拠点となつてゐたのは確かである。しかしそれ以上に広域的で、かつ地方の細部にまで及ぶような流通を実現するためには、取次による販売が大きな役割を果たした。売弘所については後で説明することに於て、ここでは取次について検討してみたい。取次とは注文をうけて合薬屋より合薬を預かり、その販売を行して口銭を得るものである。

先述のように安永八年に大坂市中および在方の薬種屋・合薬屋が株仲間に編成されたことをうけ、翌九（一七八〇）年四月には各町へ達があつた。そこでは無株業者の取締を目的とし、町ごとに薬種屋・合薬屋・「請売人」（取次人）の名前を書き出させ、惣年寄への提出を命じた。⁽³¹⁾その結果町によつては、合薬の「受売之者」に対し無株を理由にその業務を停止させるところもあつた（左史料、同年七月口達）。

一、此節株入不致候薬種屋合薬屋之者其外受売之者迄名前相糾候処、心得違候丁々も有之、右合薬丸・散・膏薬之類受売致候者も株入不致候ハ、請売之儀不相成候趣を申聞、請売相止させ丁々も有之候ニ付、右薬種向々受売之者へ差遣候薬種屋共、商賣方差支難渋之旨申立候、右受売之者差構無之候間、受賣看板等勝手次第可差出候、此段町々ニ心得違無之様、寄々可申聞候事、

右史料の「合薬丸・散・膏薬之類受売致候者」とは合薬の委託販売をおこなう取次人をさす。「薬種屋共」（合薬屋と混同されている）は受売（取次販売）を停止させられることは商賣方の差支となると主張しており、一八世紀後半には大坂市中の合薬屋にとって取次による販売が欠かせないものになっていたことがうかがわれる。合薬屋の訴えは受け入れられ、受売の者の株加入は不要、受賣の委託および営業は勝手次第とされた。このことはもちろん、当時の幕府による唐物取締とのかかわりにおいて検討されており、合薬取次人は唐薬種の不正流通に直接関係する危険性がないこと、また調合元の合薬屋が株として統制をうけていることから合薬取次人の株による把握・統制が無用とされたことを意味している。しかし同時に合薬屋における取次販売の現状が幕府に理解され、自由な取次設置を容認されたことを示している。

吉野五運店でも取次による合薬の委託販売を行つてゐる。⁽³³⁾

a 摂州室津吉田屋久治郎殿と申候人御薬取次いたし度由被仰聞候、尤先年同所薩摩屋文五郎と申方取次いたし看板御預ケ申置候得共、とんと御注文も無之ニ付同人ニ相尋申候処、薩摩屋と申方最早七八年跡るひつそく之由被仰候間、同人方ニ御座候看板御受被下候様申上候処早速御承引被下候ニ付、御同人へ看板御渡

被下候様添書状相認メ相渡申候

b

摂州高槻井筒屋伊兵衛殿方下地看板差出し有之、残銀老貫式百匁余り御座候処、此度同所大塚七郎右衛門殿右井筒屋看引受取次いたし度由被仰聞候ニ付、則同人へ看板相譲申候、相対出来申候、引方式割現銀取引、至当地引受（以下略）

すなわち吉野五運店では摂津の室津、高槻に取次をおいて販売をおこなつていたことがわかる。右の史料a・bにみられるごとく原則として一ヵ所一取次であった。史料aでは天保一一年八月、室津の吉田屋久治郎が吉野五運店へ合薬の取次を申し出ている。当地では先年より薩摩屋文五郎に取次を依頼し看板を預けていたが注文がなく、問い合わせたところ当人は逼塞しているとのことである。代わりに吉田屋を取次とし、薩摩屋より吉田屋へ看板を引き渡させている。また史料b（同年一月）では、高槻の井筒屋伊兵衛より取次廃業の申し出がありすでに看板が差し出されていたが、「残銀」老貫余がある状況である。これは吉野五運本店への代銀の未払い分で、井筒屋の吉野五運店に対する債務となつていると考えられる。このような状況のなかで、井筒屋より差し出された看板は同所あくた川大塚七郎右衛門へ譲渡されている。ここでは単なる取次の交代としてみるのではなく、同時に新旧の取次人の間で井筒屋の「残銀」処理の問題も解決されていることに着目したい。大塚七郎右衛門は合薬の取次販売権を譲渡されるかわりに井筒屋の残銀を「引方式割」・現銀で吉野五運店に支払ったのであり、また吉野五運店の方でも高槻における合薬の売上代銀の回収に成功している。吉野五運店では取次はおそらく室津・高槻以外にも大坂近辺の複数の地域において設置されたと思われる。

また左の史料は、天保一〇年四月の当店合薬の諸国売り広めの状況を示している。⁽³⁴⁾

一肥後熊本直取次致度ニ付、此度御屋鋪江御国下大家白木氏与申御方御登板ニ付、覚兵衛御屋鋪へ引合願旁参考候、尤塩飽屋最助殿申人御世話被下、猶翌十四日江戸堀五丁目八郎兵衛殿御国元々出之以書状有增引合事尋被參候、則先方出之書面趣扣御薬請方平準方御役所運上銀何程、右平準方ニ而者弘方難行届、依之引受人吉井長治郎殿此口錢何程、尤右吉井長治郎殿肥後一国之元方ニ而、同人々又取次所江之口錢者何程、取次先々ハ八代・高瀬・河尻・甲佐・山鹿・南之関・遇・長洲・宇土凡九ヶ所也、

右本方井ニ取次所者看板等者於御店御拵被下候歟、熊本元弘所者家根看板隨分見事ニいたし度貞、勢効其外一国引受之弘所御仕法之見合を以御相談被下度候事、代銀之儀者二季払又者御薬積入り船下着次第代銀仕向ケ、御薬積入次第於爰元即渡三通り之仕法或者即渡り歩引何程、荷物着渡何程、二季払何程と申事、右何れ茂白木氏引取掛馴被下呉旨、為心得一宗書ニして持下り度由、代銀之儀ハ御屋敷受之義者聊滯候義ハ無之候事、御薬下候方坪入歟、箱入与諸国御振合有之儀ニ而、委細御書附被仰知被下候事、尤此儀何れ茂引合覚兵衛其内上京致ゆハ引方之儀ハ相分り不申、追而委敷以書面御国元江御返事可仕事也

すなわち熊本より吉野五連店合薬の「直取次」をしたいとの申し出があり、両者間の引合ではその取引方法について熊本側の構想が示された。当時熊本藩内で貨殖事務にあたっていた平準方⁽³⁵⁾が、「御薬請方」に関わっている。領内売り広めに対して運上銀を賦課するほか、実際の売り広めは吉井長治郎を引受人として任じ、彼を「肥後一国之元方」としてさらに領内の八代・高瀬・河尻以下九ヵ所に取次所をおくことを計画している。

熊本藩では寛永期以降藩外商人の領内での販売活動を規制し、地元商人の保護につけめている。合薬の場合は富山・近江日野の行商人が領内に流入してきており、他所合薬の領内への持ち込み禁令を数回にわたって出していった。その間藩では国産合薬の育成につとめたが、質・量ともに藩内の需要に対応することができず、たびたび富山など他の所商人の出入りを解禁している。⁽³⁶⁾ したがって右史料のごとく、藩の方から吉野五運店の合薬の領内売り広めを申し出でてきたのは特殊な例であろう。この前提としておそらく、吉野五運が熊本藩の銀主または館入りであったのではないかと考える。ここではむしろ熊本藩が吉野五運店に信用を供与して、商品の代銀支払いにおける金融（為替）業務を代行することに目的があつたのである。右史料で熊本藩が吉野五運店への代銀支払い方法として提案したのは、①二季払い、②熊本に荷物到着次第の支払い、③大坂での荷物積載時に大坂藩邸より即払い、の三通りであった。その際代銀額の歩引（割り引き）は藩側の収益となり、それは代銀支払いが早いほど（①△②△③）大きくなると推定される。

一方吉野五運店としては、藩の認可によつて熊本領内における合薬売り広めが可能となる。熊本藩が提案する方法では商品の代銀を藩がまとめて払つてくれるので、ふつうの委託販売における売上銀回収よりも効率がよい。そして熊本「一国引受」の元方（大取次）のもとに小取次が国内の数箇所に設置され、地城市場に深く入り込んだ流通システムが形成されようとしていた。この熊本の事例の後の経過については史料の制約上知ることはできないが、右史料に「勢効其外一国引受之弘所御仕法之見合を以」とあるように、吉野五運店ではすでに伊勢その他の国でも、同様の取次方法による一国売り広めをおこなつてゐた。ただし伊勢国の場合には諸藩の所領や天領が混在しているので、ここでは一国単位の合薬取次の引受と熊本藩のような強固な権力による認可が必ずしも不可分のものであると

はいえない。しかし熊本の事例のように合薬の取次販売が藩財政の立場から着目されたことは興味深く、合薬屋の諸国への進出を領国の商業政策や国産取立政策とのかかわりにおいてさらに詳しく検討する必要があると考えている。

以上、大坂市中の合薬屋の生産と流通について吉野五運店の例をもとに検討した。吉野五運店は合薬屋の専業であって経営的に自立している。当店の原料薬種の調達ではその資金力によって生産地業者と直接提携し、優位な取引関係を結んでいた。また吉野五運店では摂津の在方や諸国に取次を設置して合薬の委託販売をおこない、販路を全国的に拡大しようとする動きがあった。第三章でも述べるように、近世後期には合薬屋では取次による販売委託が多くおこなわれており、吉野五運店の例によってその様子がある程度明らかになつたと考える。

三 合薬の流通の全国的展開

ここでは合薬流通における流通機構の形成と全国的展開について検討していきたい。考察の材料として江戸・大坂・京都で文政期以降発行された『江戸買物独案内』などの刊行史料がある。⁽³⁷⁾ これらは商品購入のための案内書であると同時に、消費者に対する店や商品の宣伝広告という積極的な意味をもつていて、衣・食そのほか多くの品目にわたって広告が掲載されており合薬は特に多い。そこに掲載されている合薬屋のなかから本店（本家調合元）以外に出店や取次を設けているものを抽出し、出店・取次の所在と軒数を示し流通拡大のめやすとした（表1）。①～④の時期をとおして流通機構に拡大がみられない合薬屋は軒数が多いが省略した。また抽出したものでも主要都市の取次のみを掲載していたり、「取次所諸国御城下津々浦々ニ御座候」と掲載を一部簡略化していたりするので、

【表 1】 合薬屋の進出

◆：本家調合所のみ記載の場合 ◇：出店 ★：売弘または取次
数字：出店／取次数

本家調合所	売薬名	① 文政7 (1824)	② 天保3 (1832)	③ 弘化3 (1846)	④ 嘉永4 (1851)
吉野五運	人参三臘円	◇江戸1	◇京1	◆	★京1
法橋五山	人参三臘円	◇江戸1			
福原氏	しやくの妙薬		◇京1★江戸2	◆	
澤氏	神仙巨勝子円	★江戸1	◆	◆	
小山・忠氏	ひぜん湯薬	◇江戸4	◇京・江戸各1	◇京・江戸各1	
小山・重氏	ひぜん湯薬		◇京・江戸各1	◆	
農人橋	人参龍眼肉円			◇京・江戸各1	
同上	ひえしつ一切 大妙薬	★江戸1			
大心斎橋	天方長久丸	★江戸1			
小田氏	天寿補元丹	★江戸1			
若林氏	神仙巨勝子円	★江戸1	◆	◆	
安土町	人参癩症円他		★江戸・広島各1		
松屋町	天一坊	★江戸1			
同上	人参百中湯		◇京1		
備後町	小兒龍子丸		★京・江戸・仙	★京・江戸・名	
南久宝寺町	天明脂	◇江戸1		台他2ヶ所各1	古屋他2ヶ所各1
坂同上	消毒調中円		◆	★京1	
南久太郎町	倦寿玉龍円他			◇江戸1	
道修町 境筋	不老長寿円			◇京・江戸各1	
道修町	痰薬奇明散		★京1		
江戸堀	一宝龍子円			★京・江戸・名古屋各1	
同上 りんびゅうせうかつ 根切				★江戸5	
京町堀	人参五臘円			★江戸1	
長堀	浮病の妙薬			★江戸1	
安堂寺町ちゝのたる薬					★京・江戸・名
淡路町	人参參乘円				古屋他2ヶ所各1
小西氏	調中蘇命散		◇江戸1		
伏見町	朝鮮人参円	★江戸1	★京1		★京1
摂兵庫津	津湊町首より上の薬	★江戸2			
同上	菊花膏	★江戸1			
津兵庫津	順氣湯	★江戸1			

		①	②	③	④
擬同上	メデセイン	◇江戸1			
津南刀根山村	翁丸		★大坂1		
河内古市郡駒谷必中円他			★大坂1		
堺	奈良屋抱龍丸		◇大坂1		
和堺大小路	人参茯苓湯		◇京1 ★大坂	◇京1 ★大坂	◇江戸各1
泉堺九間町	人参茯苓湯		江戸各1	江戸各1	
堺浅井氏	牛黃丸		★京1		
播磨姫路西海堂	竜王湯		◇大坂1		
備中玉島湊	六根清淨円		★大坂1		
備後福山	順氣養元酒他		◇大坂1		
阿波伊沢氏	活寿丸		★大坂1		
水口	疝氣一ふく湯	★江戸・仙台			
近		・信州各1			
伊吹山	神教丸	★江戸1			
日野正野氏	神農感応丸		★大坂1	◇大坂1	
日野松山氏	肝涼円		★大坂1		
江	湖東位田	安息円	◇京・江戸各1	★大坂1	
甲賀郡和田	天元子		◇京1		
東屋町	雨森無二膏		★大坂1		◆
堀氏	肝涼円	★江戸1	◇大坂1		
同上	人参寿世丹	★江戸1			
京	植村氏	御万病円	★江戸1	◇江戸2	◇江戸2
大原氏	りうるん請合葉	◇江戸1	★江戸1		
高倉通二條	三保丸	★江戸1	★江戸1	★江戸1	
西塩小路村	痔之葉	★江戸1			
	大徳寺門前油葉	★江戸1			
東洞院通	延命散	★江戸1			
同上	小児薬王肝臓円	◇江戸1			
同上	つんぽの薬他	◇江戸1			
三条通寺町	人参精神円	★江戸1			
なはて大和橋	あか万能膏		◇大坂1		
都	奥津氏	勢龍膏	★京1		
	戸田報時館	ゆびくすり他	◇江戸・大坂・		
	大井氏	六條油葉	他3ヶ所各1		
	村田氏	ろめいさん	★江戸・大坂各1		
	桑邑氏	しつくすり	◇江戸・大坂各1		
			★江戸・大坂他		
			2ヶ所 各1		

		①	②	③	④
京	一生歯の抜けざる薬 上田求我堂 健脾丸 玉林堂 晴王丸 金澤氏はやとめわきか 久保田氏そげ抜速康散 相楽郡中風不発用心薬 洛東吉田村神驗歯痛散 都大藪氏 人参精神円 室町井筒屋 梅肉円 富小路 駿靈丹	★江戸1	◇江戸1★大坂各1 ★京1 ★京1 ★江戸1 ◇大坂3・江戸2◇大坂3・江戸2 ★京1 ★江戸1		★江戸・大阪各1 ★江戸1 ★江戸1★大坂2 ★江戸・大阪・名古屋各1
大	古梅園 松井目薬 しつひぜんの妙薬 桜井 人参元補円他 和大峰山 陀羅尼助 梅盛堂 金冷油	◇江戸1 ★江戸1 ★江戸1 ★江戸1	★京1		
伊	松坂港町 千里膏 松坂塚本 驚蘿丸 椿寿堂 妙奇丸 長嶋藩小児薬王蒼龍丸 勢三重郡 実肝犀角丸 射和 軽粉 洞津 ちちのたる薬	★江戸1 ★江戸・仙台各1 ★江戸1 ◇江戸1 ★江戸1 ★江戸1 ★江戸1	★大坂5 ★京1		
岐	池田郡 保養散・安産湯 阜西覚寺症気五香湯	★江戸1	★京1		
濃	同上 せんきの妙薬	★江戸・信州各1			
信	濃松本たん一切の妙薬	★江戸1			
江	浅草 ちちのこ	★堺1・仙台2・土佐2			
戸	日本橋 妙でん寿香	◇京1			
武	藏袋村 牛黃抱龍丸他	★江戸1			
常	陸 水戸川和田 小兒司命丸	★江戸2			
健	寿堂 ウルユス	★大坂・江戸各1	◇大坂1	◇大坂1	
肥	山本氏 靈応丹		★京1		
前	長崎 龍麝清神丹			◇大坂1★京・ 堺・讃岐各1	

- 《参考史料》 ①「江戸買物独案内」（文政7年版）。
 ②「浪華買物独案内」（天保3年8月版）。
 ③「大阪商工銘家集」（弘化3年3月版）。
 ④「京都買物独案内」（嘉永4年版）。

それらの点は考慮されたい。

まず出店は合薬屋における他地域進出の基本的な形態であるといえる。表1のように江戸や大坂・京都の三都への進出がほとんどでありたい一地域に一軒ずつの設置であるが、大坂の小山忠兵衛店（ひぜん湯薬）では江戸に出店を四軒設けた（表1・①）。そのうちの「両国米沢町一丁目」は②・③の大坂の買物案内にも掲載され幕末まで継続している。出店は京都にも一軒設けられ、当店の江戸・京都進出は長期間にわたり一応の成功と継続をみたといえる。ただしこのようすに遠隔地に出店を設置・維持できるのは、ある程度の経済力をもつた合薬屋に限られてくるだろう。表1では売弘所や取次の設置による他地域進出が多くみられるのである。

そのうち売弘所は現地での合薬売り広めの拠点で、当地での宣伝や信用保持に関する責任を本店に對して持つており、したがつて本店に關係する商人がまかされたといふ。⁽³⁹⁾ ここでは販売の委託という共通点をもつて取次の一形態として扱う。取次は、先に検討した吉野五運店の例では当店より依頼するのではなく志望者が申し出てくる状況であった。資金の準備がいらず委託販売をもつて口銭が得られるので、引き受けやすい業務であつたと考えられる。和歌山では慶応二（一八六六）年頃には他国合薬の取次が「職外之家々」において多くなり、同職（合薬屋）で他国（吉野五運店の人参三藏円など）⁽⁴⁰⁾の取次とが混在していた状況を示している。⁽⁴¹⁾ また明治にはいると大坂では取次による委託販売が本格化しており、明治以後も池田で薬舗を続けていた竹野屋でも、他店製の合薬を多数取り次いでいる（吉野五運店の人参三藏円など）。これは近世の在方の薬種屋・合薬屋による合薬取次が発展した状況であるとはいえないだろうか。こうした取次の在地での実態については今後解明していくかなければならない。

また取次人は基本的には現地の人間である。吉野五運店の摂津在方の例では一ヵ所一取次の原則をもつて当地の

人間に委託し、また熊本の例では一国単位で請け負う現地の元取次人とその下の複数の取次によって、地域市場により深く入り込んだ合薬流通を実現しようとしている。

ただし取次人の独自な行動形態によって、広域的な流通が実現される場合もあった。近江日野の合薬を例としよう。当地合薬は正野氏製の神農感應丸が有名であり、日野商人の行商によって諸国に販売されるほか、京・江戸・大坂にも取次をおいていた。⁽⁴³⁾ 安永二（一七七三）年八月、「松前商人」西川伝兵衛が松前での正野氏合薬の取次販売権をめぐり、大坂の近江屋太右衛門と日野屋惣五郎の両名を松前藩に訴えた。西川伝兵衛は元禄年間（一六八八～一七〇四）より当藩から領内一手の取次販売の権利を得ていたのだが、宝曆四（一七五四）年以降大坂の両名が当薬を松前に送り販売を始めたため、自己の既得権の保護と両者の販売停止を願い出たのである。⁽⁴⁴⁾

その後訴えが受け入れられたかを確認することはできない。彼は近江八幡出身の商人で、松前に進出し場所請負人として蝦夷地の交易に携わっていた。⁽⁴⁵⁾ 近江商人には産物廻しという行商方法があり、これは近江や上方の産物を地方に持ち下り、かわりに地方の産物を仕入れて上方などで売りさばくというものである。同様に日野の正野氏売薬も、西川伝兵衛によって取次という形で松前へ持ち下されたものと考えられる。また訴訟相手の一人近江屋太右衛門は道修町の薬種中買であり、薬種の諸国への積み下しをおこなっていた。⁽⁴⁶⁾ 安永二年当時、おそらく近江屋もこの方面への薬種の積み送りとともに、取次をしていた正野氏合薬をこの地に運び販売したのではないだろうか。すなわち道修町薬種中買がもつ薬種の全国的な販路を利用した合薬の取次、販売である。その後の天保三（一八三二）年（表1・②）には近江屋が大坂で同薬の取次を続けていたことがわかるが、大坂だけではなく諸国へも販売を継続していた可能性がある。

このように西川伝兵衛と近江屋太右衛門はいずれも現地の商人ではなく、遠隔地取引をおこなう他の商人であった。彼らはその行動形態を利用して合薬の取次販売をおこなっていた。また合薬は輕量で移送に適した物資であり、近江や富山商人などの行商において多く扱われてきたことにも彼らが合薬取次をおこなった理由があると考えられる。そしてここで取次の権利とは本家調合元である正野氏からは単に取次販売を認めるものであり、販売領域については明確にされていない。先に述べた吉野五運店の例では摂津在方といつた非領国地域には一ヵ所一取次の原則を設けているが、当店の熊本藩内における取次設置の例と同じく、松前藩のような領国地域では領主による領内での合薬販売の認可が必要な条件となってくるのである。

む す び

近世中期以降、地域における医療文化の形成をうけて庶民に合薬の服用が普及し、大坂とその周辺地域には薬種屋・合薬屋の存在が多く確認されることとなつた。特に合薬屋は薬の供給に直接かかわっており、ここでは大坂市中・在方の合薬屋の営業活動をとおして、合薬の生産と流通について具体的に検討してきた。以下総括してみたい。

在方の合薬屋では基本的にその周辺の村々を合薬の販売領域としており、村方の合薬消費の多様性と量的限界に対処すべく生産品目の増加を努力し、また摂津池田村の竹野屋では薬種屋との兼業であり絵具や沈香などの唐物も雑貨屋的に取り扱っていた。このような竹野屋の営業のありかたは在方の合薬屋としてある程度一般化できると考える。また一方で摂津南刀根山村の上西家のように、市中に当家合薬の販路を拡大しようとする動きもあつた。大坂市中は在方合薬屋にとって大きな消費市場であり、その市中への進出の障害となるような権力や株による流通規

制は少なくとも摂河の在方と市中の間ではなく、したがつてこうした在方合薬屋による合薬の市中売り広めは、比較的多くおこなわれていたのではないかと考えている。

また市中の薬種屋の活動は主に吉野五運店の例によつて説明した。吉野五運店ではその資本力によつて原料薬種を直接把握しており、在方合薬屋と比較してもその営業規模の大きさがうかがわれる。合薬の販売では江戸や京都へ出店を設けて当地での拠点としたほか、摂津在方に取次を設置し合薬の委託販売をおこなつてはいた。また熊本の事例からわかるように、諸国においても、一国引受の元取次のもとにより細分化された流通システムを形成し、地域市場により深く入り込んだ流通を志向していたのである。

このように合薬流通において取次による流通システムが負う役割は大きい。一八世紀後半の安永期には大坂市中の合薬屋において取次による委託販売の重要性が意識されており、一九世紀以降になると取次や売弘所による流通機構の拡大の状況が全国の合薬屋において一般的にみられるようになるのである。取次は書籍などほかの商品流通においてもみられる方法であり、それを引き受けるものにとつては自己資本による買入れによらなくとも多数の商品を扱うことができ、特に資金力のない者にとって便利であったと考えられる。このような取次の在地での実態と販売行動について本論でも少し言及したが、地域における合薬流通の展開を考えるうえでさらに詳しい検討が必要となるだろう。また合薬流通の領国地域への拡大は、吉野五運店の熊本領内での取次設置の例のように、藩の商業政策や国産取立政策と重要なかかわりをもつており、この点についても検討していかなければならない。以上の点は今後の課題としたい。

〔付記〕

本稿を成すにあたり、池田歴史民俗資料館の田中晋作氏、豊中市史編さん課の永松圭子氏、東京大学史料編纂所の皆様には史料調査等の便宜をはかつていただいた。末筆ながら感謝の意を表したい。

注

- (1) 主に①薬種の増産を目的とする薬園政策、②薬種流通の管理・統制政策の二つである。特に②には薬の普及政策が含まれ、享保期以降幕府の触書による合薬販売の公許などをとおして、合薬の服用が民間に広く普及したとされる。大石学「日本の近世国家の薬草政策」(『歴史学研究』六三九、一九九二・一月)。今井修平「江戸中期における唐薬種の流通構造——幕藩制的流通構造の一典型として——」(『日本史研究』一六九、一九七六・九月)。池田松五郎『日本薬業史』(薬業時論社、一九二九)。
- (2) 山中浩之「在郷町における医家と医療の問題」(中部よし子編『大坂と周辺諸都市の研究』、清文堂、一九九四)。
- (3) 前掲『日本薬業史』。上村元覚『行商圈と領域経済』(ミネルヴァ書房、一九五六)。奈良県薬業史編さん審議会編『奈良県薬業史 通史編』(一九九一)ほか。
- (4) 山中前掲論文。
- (5) 西村圭子「江戸幕府の抜荷取締令をめぐる法意識の変遷」(日本女子大学文学部『紀要』二二三、一九七三)。今井前掲論文。
- (6) 『大阪市史 第一』一一一〇〇—一一一〇〇頁。『大阪薬種業誌』第一卷四五二頁。
- (7) 今井修平「近世後期における在方薬種業の展開——平野組薬種屋・合薬屋仲間を中心に——」(梅溪昇教授退官記念論文集刊行会編『日本近代の成立と展開』、思文閣出版、一九八四)。
- (8) 東京大学法学部法制史資料室所蔵『御公用并願書控』(岡町小曾根組改役の紙屋清右衛門作成)。ただし豊中市史編さん課蔵の写真版を利用した。
- (9) 前掲『御公用并願書控』。
- (10) 『池田市史 史料編⑦』、『北摂池田——町並調査報告——』(池田教育委員会、一九七九)。

- (11) 池田市立歴史民俗資料館所蔵『黒松家文書』仮番一四六・六四・九九・七九他。
- (12) 弘化三年三月版「大阪商工銘家集（浪花買物独案内）」（『大阪經濟史料集成』第一卷）。この刊行史料と同じ性格（第三章で説明する）のものとしてほかに『江戸買物独案内』『浪華買物独案内』などがあり、本論では便宜上これらを「買物案内」と総称する。
- (13) 先述の相場書送付や年頭の挨拶・贈物（塩鯛一尾）も同じ目的による。このような取引方法は薬種中買と小売業者との間で慣習化していったようである。作道洋太郎「近世信用体系と經濟發展の問題」（大阪大学『經濟学』七一三、一九五八・一月）。『大阪商業慣習録 中編』（『大阪經濟史料集成』第二卷）。
- (14) 前掲『黒松書文書』仮番一一九。
- (15) 大阪大学文学部国史学研究室所蔵『含翠堂文庫』（土橋家文書）K一六八。
- (16) 前掲『黒松家文書』仮番一三三。
- (17) 前掲『含翠堂文庫』K一七七。
- (18) 『豊中市史 史料編 四』一六〇～一六二頁。
- (19) 宗田一『日本の名薬——売薬の文化誌——』（八坂書房、一九八一）。
- (20) 注(18)。
- (21) 前掲『日本薬業史』。
- (22) 喜田川季莊『類聚近世風俗志』（原名『守貞漫稿』）第四編生業上一六五～一六六頁。
- (23) 注(20)。
- (24) 注(20)。
- (25) 同年八月版「浪華買物独案内」（『大阪經濟史料集成』第一卷）。
- (26) 文政七年版『江戸買物独案内』。
- (27) 東京大学史料編纂所所蔵『吉野五連店日記』（維新史料引継本）天保一〇年三月一九日条。
- (28) 奥田修三『大和の売薬』（地方史研究協議会編『日本産業史大系六 近畿地方篇』、東京大学出版会）。
- (29) 注(12)。

- (30) 江戸本町四丁目では「出店 酢屋平兵衛」（文政七年版『江戸買物独案内』）、京都では「出店 三条通烏丸南角吉野屋正兵衛」が確認される（天保二年版『京都買物独案内』）。
- (31) 『大阪市史 第三』九二五～九二六頁。補達一六三。
- (32) 『大阪市史 第三』九三四頁。達七七五。
- (33) 前掲『吉野五連店日記』天保二年八月一五日条。一月二二日条。
- (34) 前掲『吉野五連店日記』天保一〇年四月一三日条。
- (35) 鎌田浩「熊本藩の支配機構」（森田誠一編『肥後細川藩の研究』、名著出版、一九七四）。平準方は文政九（一八二六年）に設置。
- (36) 鎌田浩「熊本藩における輸出入規制と国産仕立」（『日本歴史』四七二、一九八七・九月）。
- (37) ①「江戸買物独案内」（文政七年版）。②「浪華買物独案内」（天保三年八月版）（『大阪經濟史料集成』第一一卷）。
- ③「大阪商工銘家集」（弘化三年三月版）（『大阪經濟史料集成』第一一卷）。④「京都買物独案内」（嘉永四年版）（『新撰京都叢書』第七卷）。
- (38) 「解題（天保二年版・嘉永四年版「京都買物独案内」）」（『新撰京都叢書』第七卷）。
- (39) 八巻俊雄／日本經濟社編『日本廣告史――經濟・表現・世相で見る廣告変遷――』（日本經濟新聞社、一九九一）六一頁。
- (40) 「御用留」『和歌山県史 五』（近世史料一）七二五頁。
- (41) 明治一四年一〇月大阪府布達をもって売薬営業仲間および売薬請営業仲間が組合として結成され、売薬請営業仲間には大阪の東区・南区・北区・西区、東成郡・西成郡の村々の取次業者が総勢一七〇〇名余組織されていることからもわかる。
- (42) 前掲『黒松家文書』。
- (43) 『近江日野町志 卷中』七二一頁。
- (44) 注（43）。
- (45) 江頭恒治『江州商人』（至文堂、一九六五）七二二頁。『滋賀県八幡町史上』（一九四〇）四九三～四九六頁。

(45) 宝曆九（一七五九）・天明一（一七八一）「道修町薬種中買仲間人數帳」（『大阪薬種業誌』第一卷三三二頁、四七九頁）。日野屋惣五郎に関してはわからぬが、おそらく薬種関係業者であると思われる。

(47) 今井修平「大阪市場における株仲間発展の一形態——道修町薬種中買仲間を例として——」（『ヒストリア』七二、一九七六）。道修町薬種中買仲間が唐薬種および和薬種の全国的流通の中心となっていたとされる。

（大学院後期課程学生）